

東御市宿泊交流拠点整備運営事業 基本契約案等に関する質問への回答（令和8年1月16日）

No.	資料名	頁	項目番号	項目等	質問の内容	回答案
1	基本契約書(案)	5	第9条 第4項	設計業務の遅延	設計企業の遅延により「市に損害又は増加費用が生じた場合（維持管理・運営業務の開始が遅延した場合を含む。）」にその費用を負担するとありますが、この賠償額に上限（例：業務委託料の範囲内等）を設けることは可能でしょうか。 また、工事監理業務における不可抗力等による遅延との切り分けはどのように判断されるのでしょうか。	前段については、市の出来高算定基準に従い、社会通念に従って判断されることになります。 後段については、原因が不可抗力であれば不可抗力条項（契約書案第7条4項の（3））の適用があります。 なお、契約書案第7条4項3項について以下のとおり修正します。 「不可抗力により設計業務に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合、各自の負担とし、詳細は協議による』
2	設計・工事監理業務委託契約書(案)	1	頭書 注釈内	契約失効時までの業務	契約が失効した場合、「失効した場合の処理については発注者と受注者の協議による」とありますが、失効確定時までに既に完了、あるいは着手している設計業務（事前調査等を含む）の報酬および実費の精算基準（例：出来高に応じた支払い等）について、あらかじめ共通の認識を持っておきたいと考えています。市の考えを教示ください。	失効確定時までに既に完了、あるいは着手している業務に係る精算については、受注者にて根拠を示し、市と協議の上決定します。

3	設計・工事監理業務委託契約書(案)	2	第2章 第5条 第1項	事前調査	事前調査に必要な公的な申請手数料、公図・公簿等の取得費用、あるいは専門的な追加調査（地質調査、アスベスト調査等）が必要となった場合の直接経費は、業務委託料に含まれているという認識でよいでしょうか。あるいは、これらは別途精算の対象となり得るのでしょうか。	基本的に、建設業務に必要な調査は業務委託費に含まれます。個別の調査等について疑問がある場合は個別にご相談ください。
4	設計・工事監理業務委託契約書(案)	1	第1章 第1条 第4項	追加業務	発注者の指示が、当初の「募集要項等」や「本件提案」の範囲を明らかに超える、あるいは大幅な手戻りを伴う追加業務となる場合、第28条（募集要項等の変更）に基づき、履行期間の延長および業務委託料の増額を請求できるという理解で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
		9	第2章 第29条			
5	設計・工事監理業務委託契約書(案)	6	第4章 第16条 第3項	成果物の使用	第16条第5項に基づき、弊所の実績として本事業の成果物（図面や写真等）をウェブサイトやポートフォリオ等に公表することについて、包括的に承諾をいただけますでしょうか。また、第1項の「著作者人格権を行使しない」という規定に関し、弊所が設計者として氏名を表示する権利（氏名表示権）についても、第3項の規定に関わらず尊重されるという理解で相違ないでしょうか。	単なる使用についての包括的承諾については契約締結の時点で与える方針ですが、公表については個別の承諾とします。氏名表示権の行使は都度協議とします。
		7	第4章 第16条 第5項			

6	設計・工事監理業務委託契約書(案)	11	第4章 第35条の2 第1項及び第3項	物価スライド	<p>第35条の2第3項にある「物価指数等」について、具体的にどの指数（例：建設物価指数のうち設計業務に関連するカテゴリ等）を基準とする想定でしょうか。算定の透明性を確保するため、市が想定している指標を教示ください。</p>	<p>第35条の2の規定については、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務委託料の変更の取扱いについて（試行）（国土交通省）の規定に準じた運用を予定しています。</p>
7	設計・工事監理業務委託契約書(案)	14	第4章 第44条 第1項	部分払いの回数	<p>部分払について「工期中1回を超えることができない」との制限がありますが、本事業は設計から監理まで長期間にわたります。設計業務完了時、および工事監理中の一定の節目など、複数回の部分払を認めていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>契約書（案）に記載している回数は仮の数値となります。 部分払が可能な回数は東御市財務規則第137条第2項の規定を参照してください。</p>